

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第七十四号）（保安課）

### 一 趣旨

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）が公布され、新設された特定遊興飲食店営業の許可申請等に対する手数料を定めるとともに、埼玉県証紙により徴収することとした。

### 二 内容

特定遊興飲食店営業に関する申請手数料については、埼玉県証紙により徴収することとし、各手数料は次のとおりである。

- (一) 特定遊興飲食店営業許可申請手数料 二万四千元（加減算有）
- (二) 特定遊興飲食店営業許可証再交付手数料 千百元
- (三) 特定遊興飲食店営業相続承認申請手数料 八千六百元
- (四) 特定遊興飲食店営業者合併承認申請手数料 一万一千元
- (五) 特定遊興飲食店営業者分割承認申請手数料 一万一千元
- (六) 特定遊興飲食店営業所構造設備変更承認申請手数料 九千九百元
- (七) 特定遊興飲食店営業許可証書換え手数料 千四百円
- (八) 特例特定遊興飲食店営業者認定申請手数料 一万三千元
- (九) 特例特定遊興飲食店営業者認定証再交付手数料 千百元
- (十) 特定遊興飲食店営業所管理者講習手数料 一時間当たり 六百五十円

### 三 施行期日

1 この条例は、平成二十八年六月二十三日から施行する。ただし、第一条中埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例別表第一号の表第十七号の次に十号を加える改正規定（第十八号に係る部分に限る。）及び第二条中埼玉県条例第五十四号）の項第十二号の四の次に十号を加える改正規定（第十二号の五に係る部分に限る。）は、平成二十八年三月二十三日から施行する。

2 改正後の埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例別表第一号の表第十八号の規定の適用については、平成二十八年三月二十三日から同年六月二十二日までの間は、同表第十八号の規定中「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」とあるのは、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）第二条の規定による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」とする。